

# 手話通訳派遣 利用のしおり 〈宇治市〉

～個人で申し込まれる方へ～

宇治市では、手話通訳者の派遣を行っています。生活のさまざまな場面(医療・教育・地域生活)でご利用できます。ただし、営利活動・宗教活動・政治活動にはご利用できません。

お気軽に障害福祉課にお問合せください。

## ■申し込みのながれ

①申請書を障害福祉課へ提出(障害福祉課へ。FAX番号などは下記に記載)

申請書は障害福祉課の窓口・ホームページからもダウンロードできます。

提出はファックスのほかに、郵送、直接持参でも構いません。

↓

②派遣する手話通訳者を調整

↓

③派遣が決定したら、申請者へ派遣する手話通訳者の氏名の連絡が入ります。

## ■申し込み・問い合わせ先

**障害福祉課 FAX 22-7117 (TEL 21-0419)**

**受付時間：月曜日～金曜日(8時30分～午後5時15分)**

※上記受付時間以外や、土・日・祝日、年末年始に届いたファックスは受信のみになり、派遣調整は平日に行います。

※郵送の場合・・・〒611-8501(住所省略可)宇治市役所 障害福祉課

### 〈1週間前までに申し込みください〉

◇事前に予定がわかっている場合は、できるだけ早くお申込みください。

◇申し込み後に派遣が不要になったときは、速やかにご連絡ください。

◇直前のご依頼の場合、お断りする場合があります。(緊急時を除く)

### 〈緊急時の対応〉

◇救急の病気・事故など、緊急を要する場合は、時間外、土・日・祝日、年末年始であっても対応します。「緊急」と依頼してください。

※緊急時の申し込み先・・・警備員室(FAX 20-8780)

緊急時であっても平日8:30～17:15なら、FAX22-7117へ。

### ※個人の秘密は固く守ります

手話通訳者には「守秘義務」があり、手話通訳業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らすことは禁止されています。派遣の内容や個人の秘密は固く守ります。